

高知県私学退職金社団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条に基づき、高知県私学退職金社団補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、私立学校教職員の福祉を増進し、本県教育の振興を図るため、一般社団法人高知県私学退職金社団（以下「退職金社団」という。）が行う退職金給付事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象経費は、退職金社団が行う退職金給付事業（以下「補助事業」という。）に要する経費であって、当該事業年度の退職者に支払う退職金とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める算定方法により算出した額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款
- (4) 業務方法書
- (5) 給付規定及び会計規定
- (6) 取引金融機関の事務委託契約書の写し
- (7) 取引金融機関との協定書の写し
- (8) 次のア又はイのいずれかの書類
 - ア 県税事務所が発行する「納税証明書」（発行後3月以内のものに限る。）
 - イ 県税完納情報の提供に係る同意書（別添様式）及び法人代表者の本人確認書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該設置者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税を滞納しているとき。

(概算払)

第7条 退職金社団が概算払を必要とするときは、別記第2号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、退職金社団は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をするときは、事前に別記第3号様式による変更申請書に次に掲げる書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、当該変更しようとする補助金額が既交付決定額の10パーセント以内の減額である場合は、この限りでない。

ア 事業計画書

イ 収支予算書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第4号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の収入及び収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(実績報告書)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業年度の翌年の4月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（標準給与月額合計及び補助対象経費）
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(情報の開示)

第10条 補助事業又は退職金社団に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし第8条第3号及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成元年1月25日から施行し、昭和63年度補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成14年3月22日から施行し、平成13年度補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年度補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

補助金額の算定方法及び補助率

補助金額の算定方法	補助率
当該年度の標準給与の合計額（退職金社団において定款及び業務方法書に定めるところにより算出された額）に1,000分の20.8を乗じて得た額の範囲内	定 額

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

法人所在地
法人名
代表者名
生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県私学退職金社団補助金交付要綱第5条の規定により、令和 年度高知県私学退職金社団補助金の交付をされるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額及び算出基礎

(1) 補助金交付申請額 金 _____ 円

(2) 補助金額の算出基礎

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 定款

(4) 業務方法書

(5) 給付規定及び会計規定

(6) 取引金融機関の事務委託契約書の写し

(7) 取引金融機関との協定書の写し

(8) 次のア又はイのいずれかの書類

ア 県税事務所が発行する「納税証明書」（発行後3月以内のものに限る。）

イ 県税完納情報の提供に係る同意書（別添様式）及び法人代表者の本人確認書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

高知県知事 様

法人所在地
法人名
代表者名

補助金概算払請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県私学退職金社団補助金について、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

既 交 付 額 _____ 円

今 回 請 求 額 _____ 円

振込銀行口座

金融機関	銀行	支店
預金種別	普通・当座	
口座番号		
口座名義		

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

法人所在地
法人名
代表者名

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県私学退職金社団補助金について、下記のとおり当該補助金に係る事業の変更をしたいので申請します。

記

1 事業内容変更事項及びその理由

2 変更交付申請額等

(1) 変更交付申請額

(単位：千円)

変更交付申請額	既交付決定額	差引き額

(2) 変更交付申請額の算出基礎

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

法人所在地
法人名
代表者名

補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県私学退職金社団補助金について、下記のとおり当該補助金に係る事業の中止（廃止）をしたいので申請します。

記

添付書類

- （1）中止（廃止）の理由書
- （2）中止の期間
- （3）前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

法人所在地
法人名
代表者名

実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県私学退職金社団補助金の実績について、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県私学退職金社団補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付額	円
--------	---

- (1) 事業報告書（標準給与月額合計及び補助対象経費）
- (2) 収支決算書
- (3) 運用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

別添様式

県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

法人所在地	
フリガナ	
法人名称及び代表者職氏名	
法人の電話番号	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県私学退職金社団補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から私学・大学支援課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、私学・大学支援課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

注意事項

- (1) 法人登記簿に記載の法人所在地、法人名称及び代表者職氏名を記入してください。
- (2) この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 本人確認書類の写しについては、別添注意事項を参照の上作成してください。
- (4) 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

別添注意事項

本人確認書類の写しの作成についての注意事項

本人確認書類の写しは、以下の書類のうち、いずれか一つの書類の写しを作成してください。

- ・運転免許証
- ・旅券
- ・健康保険の被保険者証
 - ※被保険者証に保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている場合は、当該記載箇所を復元できない程度にマスキング（黒塗り）処理をした上でコピーしてください。
- ・個人番号カード（マイナンバーカードのことです。）
 - ※個人番号カードの写しを作成する際は、表面（氏名が記載されている面）のみをコピーし、裏面（個人番号が記載されている面）のコピーは作成しないでください。
- ・住民基本台帳カード
- ・国民健康保険、船員保険等の被保険者証
 - ※被保険者証に保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている場合は、当該記載箇所を復元できない程度にマスキング（黒塗り）処理をした上でコピーしてください。
- ・国民年金、厚生年金又は船員保険に係る年金証書
- ・共済年金、恩給等の証書
- ・共済組合員証
 - ※被保険者証に保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている場合は、当該記載箇所を復元できない程度にマスキング（黒塗り）処理をした上でコピーしてください。
- ・国民年金手帳
- ・厚生年金手帳
- ・船員手帳
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引士証
- ・海技従事者免許証
- ・海技免状
- ・無線従事者免許証
- ・電気工事士免状
- ・その他官公庁の発行する身分証明書（同意書の年月日から30日以内に発行されたものに限る。）